WAKWAK 追加規程 別紙 1. IPv6 接続機能について

株式会社エヌ･ティ･ティ エムイー（以下、「当社」といいます）は、インターネットマルチフィード株式会社（以下、IMF といいます）の提供する transix サービスを利用して当社が提供する IPv6 接続機能（以下、「本機能」といいます）について、当社の提供するインターネット接続サービス WAKWAK の契約者（以下、「契約者」といいます）に対し、以下のように WAKWAK 追加規程別紙 1（以下、本規程別紙といいます）を定めます。

（本規程別紙の範囲）
第 1 条 本規程別紙は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約に基づく WAKWAK 追加規程の別紙に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。WAKWAK 利用規約と本規程別紙が異なる場合には、本規程別紙が優先されます。契約者は、本規程別紙について、WAKWAK 利用規約および WAKWAK 追加規程とともに遵守するものとします。

（本機能の対象接続サービス）
第 2 条 本機能は以下の接続サービスにおいて提供します。
・WAKWAK 光 with フレッツ シリーズ
・WAKWAK 光 クロス
・WAKWAK for マンション全戸光（利用者向け）
・WAKWAK 光プラス
・WAKWAK ドコモ光
・WAKWAK コムシス光
・WAKWAK 光コラボ
・ざんまい光 ファイン/マンション/ワイド/マンションワイド
・XePhion エンタープライズ BF/BA/BZ

（本機能の提供条件）
第 3 条 本機能の利用には以下の条件をすべて満たす必要があります。
（1） 第 2 条に定めた対象接続サービスのいずれかを利用していること
（2）（1）に定めた接続サービスコースに対応した東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」といいます）または西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」といいます）が提供するフレッツ光回線もしくは光コラボレーションモデルによる光アクセスサービス（以下「光回線」といいます）を利用していること。
（3）（2）で定めた光回線において NTT 東日本・NTT 西日本または光コラボレーション事業者が提供する「フレッツ・v6 オプション」を利用していること。
（4）IPv6 インターネット接続に対応した OS 及び通信機器を準備すること。
（5）NTT 東日本または NTT 西日本のフレッツ 光クロス対応レンタルルータを利用する場合、IPv6 接続上で IPv4 通信へ対応（IPv4 over IPv6）するために必要なソフトウェアを、開通後に自動的にアプリ配信します。アプリ配信に関する利用条件については、当社が別途定める「ホームゲートウェイ（HGW）対応アプリ配信に関する利用条件」によります。

（本機能の利用開始）
第 4 条 本機能の利用開始を希望する契約者は、あらかじめ本規程別紙を承諾のうえ、当社が別途定める利用開始手続きを行っていただきます。

（フレッツ・v6 オプションの申込）
第 5 条 「フレッツ・v6 オプション」を契約していない場合、IPv6 機能の利用開始を希望する契約者は、当社へその申込に関する代理権限を委任し、IMF を介して NTT 東日本・NTT 西日本に対して「フレッツ・v6 オプション」を申込むことにあらかじめ同意することとします。
2.「フレッツ・v6 オプション」の申込にあたり、光回線の開通案内に記載されたお客様 ID（CAF/COP 番号）および回線契約者氏名（カナ）またはアクセスキーが必要です。
3.「フレッツ・v6 オプション」は NTT 東日本・NTT 西日本または光コラボレーション事業者が提供するサービスであり、当該サービスの利用契約に関する基本事項および料金については NTT 東日本・NTT 西日本または光コラボレーション事業者の定める IP 通信網サービス契約約款等に従っていただきます。
4.「フレッツ・v6 オプション」の開通に伴い、NTT 東日本または NTT 西日本より契約者へ開通案内が送付されます。送付先は光回線の設置場所住所もしくは契約者住所であり、送付先氏名は光回線の契約者名となります。
5.当社が契約者を代行して申込んだ「フレッツ・v6 オプション」は申込の取消しはできず、「フレッツ・v6 オプション」のご利用開始後に別途解約手続きが必要です。

（契約者が行う本機能の利用停止）
第 6 条 契約者は、本機能の利用を停止したい場合、オンライン会員サポートページにて利用停止手続きを行っていただきます。
2.なお WAKWAK 光 with フレッツ シリーズ「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」および「WAKWAK 光クロス」をご契約の場合は本機能がサービス提供条件となりますので、本機能のみの利用停止手続きはできません。

（当社が行う本機能の利用停止）
第 7 条 当社は以下の場合に、本機能の利用を停止します。
（1）本規程別紙第 2 条に定めた接続サービスコースを解約した場合、もしくは本規程別紙第 2 条に定めた接続サービスコース以外の接続サービスコースへコース変更した場合、または WAKWAK 利用規約第 26 条により契約者資格を中断した場合
（2）NTT 東日本エリアおよび NTT 西日本エリアを跨いで移転した場合
（3）本規程別紙第 2 条に定めた接続サービスコースに対応した光アクセスサービスを解約した場合
（4）「フレッツ・v6 オプション」を解約した場合

（契約者情報の取り扱い）
第 8 条 契約者は、本機能の利用を目的として、当社と IMF および NTT 東日本・NTT 西日本との間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することについてあらかじめ同意します。
（1）本機能の利用開始手続きの処理状況
（2）本機能および光回線の利用契約の変更にかかる事実
（3）WAKWAK の利用契約内容
（4）契約者からの問合せ内容
（5）お客様 ID、アクセスキー等

（免責事項）
第 9 条
本機能はベストエフォート型の機能であり、一定の通信速度を保証するものではありません。

*本規程別紙に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。

本規程別紙は 2017 年 12 月 1 日より実施します。
表示価格は、特に記載がある場合を除きすべて税抜です。

2024 年 10 月 31 日一部改定